

平成20年9月4日

社団法人全国建設業協会  
会長 浅沼 健一 殿

経済産業省製造産業局  
住宅産業窯業建材課長 渡辺 宏

「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」の周知に関する協力依頼について

拝啓、時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、経済産業省におきましては、現下の原材料高の中、下請け取引等の適正化を図るため、その取引実態の調査・分析を行い、建材・住宅設備産業に係る取引慣行の改善指針となるガイドラインを平成20年3月に策定し、関係者に周知をしてきているところです。

つきましては、貴協会におかれましても、会員団体及び会員団体を構成する建設業者の方々に本ガイドラインについて、周知いただきますよう、ご依頼申し上げます。

なお、本ガイドラインにつきましては、経済産業省のホームページの以下のアドレスからダウンロードできますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

経済産業省

「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」策定について

<http://www.meti.go.jp/press/20080328006/20080328006.html>

<本件に関する問い合わせ先>

経済産業省 製造産業局 住宅産業窯業建材課 担当：小野、小山、喜美<sup>きみこうべ</sup>候部  
電話：03-3501-9255（直通）

平成20年3月28日  
経済産業省

## 「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」の策定について

原油価格の上昇や建築着工の落ち込み等を背景にとりまとめられた「年度末に向けた中小企業対策」の一環として、今般建材・住宅設備産業における、下請適正取引の推進のためのガイドラインを策定いたしました。

今後、本ガイドラインを関係業界団体あてに通知するとともに、当該産業をめぐる関連事業者の方々に幅広く周知徹底に努めてまいります。

### 1. ガイドラインの構成

- (1) 建材・住宅設備産業取引の段階（見積、発注、受領支払等）ごとに①問題となる具体的行為事例、②関連法規の留意点及び望ましい取引慣行、③望ましい取引事例（ベストプラクティス）を提示している。
- (2) 本ガイドラインの策定にあたっては、親事業者及び下請事業者に対するアンケート調査やヒアリング調査からピックアップした具体的事例をできるだけ掲載した。

### 2. ガイドライン策定のねらい

- (1) 多層的、かつ多様な取引を含む建材・住宅設備産業取引を透明化し、市場における価格・品質・性能・サービスに基づく健全な競争を促すことによって、当該産業における研究開発・イノベーションを活性化させる。
- (2) 下請法等遵守の具体的な手引きを示すことにより、業界全体のコンプライアンスを徹底するとともに、法令違反・社会的信用失墜行為を未然に防止する。
- (3) 親事業者・下請事業者双方にとって利益のある関係（“win-win”の関係）の構築を促す。

<本件に関する問い合わせ先>

経済産業省 製造産業局 住宅産業窯業建材課 担当：廣瀬、山本  
電話：03-3501-9255（直通）

# 建材・住宅設備産業取引ガイドラインの概要

## <建材・住宅設備産業の取引の特徴と本ガイドラインの位置づけ>

- 施主から部材メーカーに至るまで多層構造で複雑な流通経路を形成しており、上流の取引は下流に影響を及ぼす。
- 施工工事と密接に関わっており、取引・契約形態によって適用法律が異なるが、本ガイドラインは下請法及び独占禁止法を対象としている。

製造委託契約(企業規模要件等あり)  
⇒ 下請法

建設工事を伴う契約  
⇒ 建設業法

左記2つ以外を含め全般  
⇒ 独占禁止法

⇒ 建材・住宅設備産業の取引適正化を目指すためには、本ガイドラインの普及に加え、国土交通省が発表した「建設業法令遵守ガイドライン」を併せて活用することが必要。

## <ガイドラインの構成>

- 取引段階ごと(見積～発注～発注変更～受領・返品・やり直し～支払等)に、①問題となる具体的行為事例、②関連法規の留意点及び望ましい取引慣行 ③望ましい取引実例(ベストプラクティス)を記載。

## <主な問題となる具体的行為事例>

- 施主の要望で、頻繁に建材の仕様変更が繰り返されがちで、変更によるコストアップ分が下請事業者の負担となっている。
- 生産が終了した後も金型保管を求められる結果、廃棄できない多数の金型の保管コストが負担となっている。
- 建築現場の進捗に合わせるよう、親事業者からの多頻度小口配送要求が常態化しているが、配送にかかる費用は認められない。
- 原材料の値上げが請負金額に反映されない。

## <主なベストプラクティス>

- 親事業者は、施主の希望を確認の上、下請事業者と建材のデザイン、色番等の仕様を決定している。
- 親事業者との協議の結果、当初の発注の際に、金物類等の部品用金型の保管年数、保管料等が契約に盛り込まれることになった。
- 親事業者が帰り便を活用して、下請事業者の倉庫に部材を引き取りに寄ることで、双方の物流コストの削減を実現した。
- 原材料価格に連動して、製品単価も変動するシステムを親事業者と取決め導入した。